

議案第34号 三田市有馬富士自然学習センターの管理に係る指定管理者の指定について

令和7年度末をもって指定期間が満了となる「三田市有馬富士自然学習センター」について、引き続き指定管理者による管理を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び指定管理者となる団体

| 名 称 | 指定管理者となる団体 |
|-----------------|--|
| 三田市有馬富士自然学習センター | 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 兵庫県明石市明石公園1番27号 理事長 多田 欣也 |

2 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 指定管理にかかる指定管理料及び選定理由

(1) 指定管理料

提案額 137,250千円（税込） [債務負担行為額 137,250千円（税込）]

(2) 選定理由

兵庫県立有馬富士公園全体での一括管理による効率的な運営を行うため、公園の指定管理者と同一事業者を、三田市有馬富士自然学習センター指定管理者（公益財団法人兵庫県園芸・公園協会／指定期間：令和3年度～令和7年度）として指定しており、一定の効率的かつ良好な管理運営が実施されている。

以上を踏まえ、引き続き一括管理による効率的な運営を図るため、令和7年12月の兵庫県議会において、兵庫県立有馬富士公園指定管理者として指定の議決を受けた同協会を選定した。

なお、同協会は、三田市及び兵庫県が実施するモニタリング評価においても管理実績や運営能力が一定評価されている。